



口座を売ったり貸したりすると
罪になります!

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側・貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による
处罚の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資
詐欺や振り込め詐欺など）や、マネー・ローンダーリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者と
なる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください



警察庁
National Police Agency



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！

育てよう 未来に向けた 地域の絆
埼玉信用組合